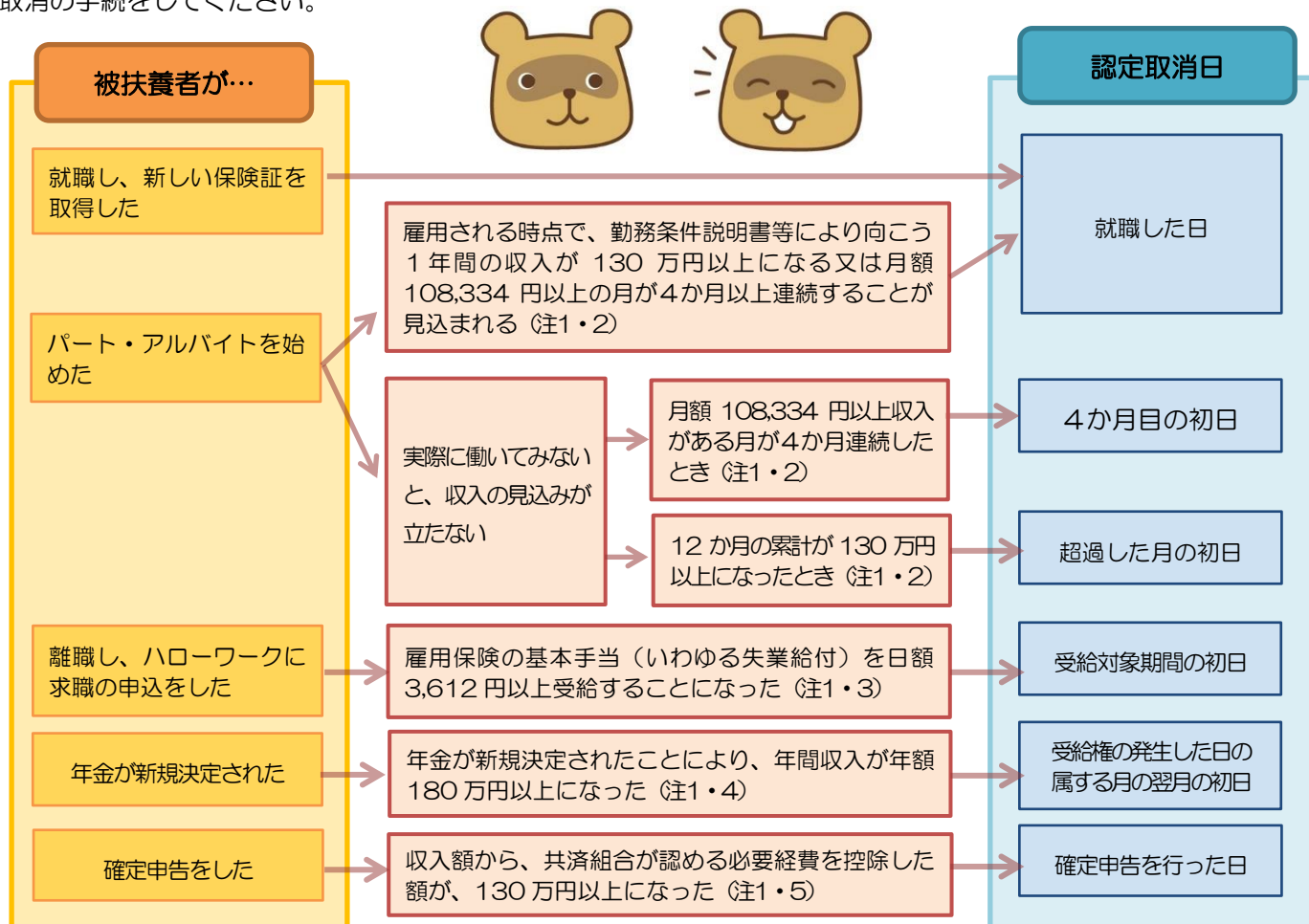


被扶養者の認定・取消の手続は必要ありませんか？

年度替わりの時期は、被扶養者の就職や退職等により、被扶養者の認定又は取消の手続が必要になる場合が多くあります。次のフローチャートでは、よくある認定取消の事例を紹介しています。該当する場合は、速やかに認定取消の手続をしてください。



(注1) 収入限度額は、次のとおりとなります。

	右以外の方	60歳以上の方 障害年金受給相当の障害を有する方
年額(12か月の累計)	130万円	180万円
月額	108,334円	150,000円
日額	3,612円	5,000円

(注2) 収入には、通勤手当・ボーナス等を含みます。

(注3) 失業給付の待機期間及び支給制限期間は、被扶養者として認定できます。

(注4) 年金には、企業年金や財形貯蓄、生命保険会社等の個人年金も含みます。

(注5) 共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なっています。(P8参照)